



## 《第1章》計画の概要

この章では、千葉市の上位計画等と本計画の位置づけや、本計画の範囲、計画の期間についてお話しします。

### 第1章 構成...

- 1 計画の位置づけ
- 2 計画の区域及び交通手段の対象範囲
- 3 計画の期間



# 1 計画の位置づけ

- 本計画は、上位計画である本市の総合計画や都市計画区域マスタープランのもと、都市計画マスタープラン・立地適正化計画と連携した計画です。
- また、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(以下、法という)に基づく、法定計画です。

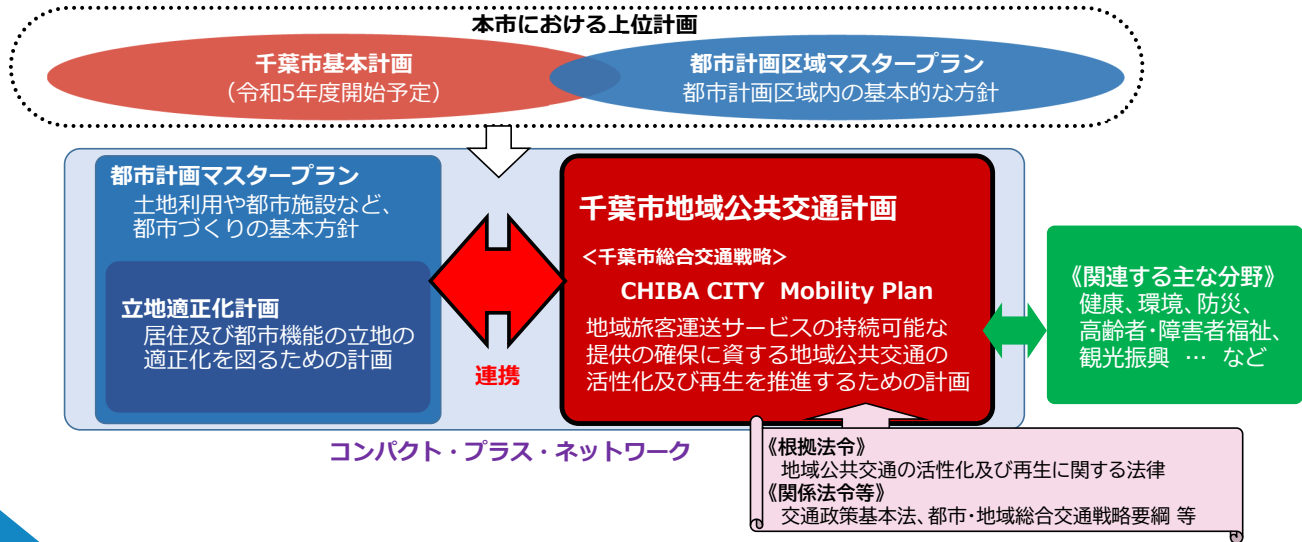


図1-1 千葉市地域公共交通計画の位置付け

# 2 計画の区域と交通手段の対象範囲

## ■計画の区域

- **対象区域:千葉市全域**
- なお、市民等の移動は市域にとられず、広域に及ぶことを踏まえ、近隣市等との連携も含めた検討を行います。



図1-2 千葉市の位置図

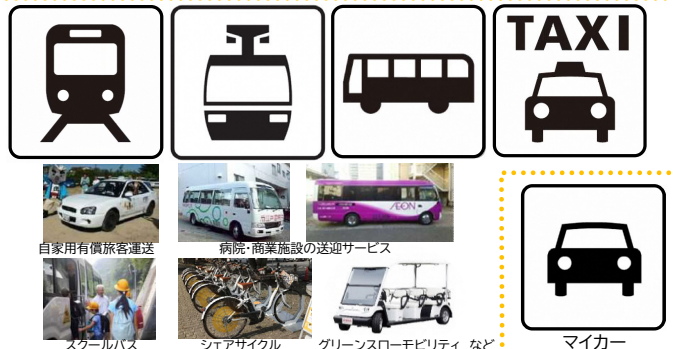


図1-3 千葉市の公共交通ネットワーク図

## ■交通手段の対象範囲

- 法改正の趣旨を踏まえ、多様な移動手段の活用も検討します。(“輸送資源の総動員”)
- さらに、新たなモビリティの活用についても積極的に検討します。
- 計画の対象は鉄道、モノレール、路線バス、タクシーなど既存の公共交通を中心とします。

本計画の対象



出典:国土交通省の資料を基に千葉市作成

## 【参考】各移動手段の特徴

- 各移動サービスの特性を整理すると下記のとおりです。
- 各手段の特性を踏まえ、適材適所に検討していきます。

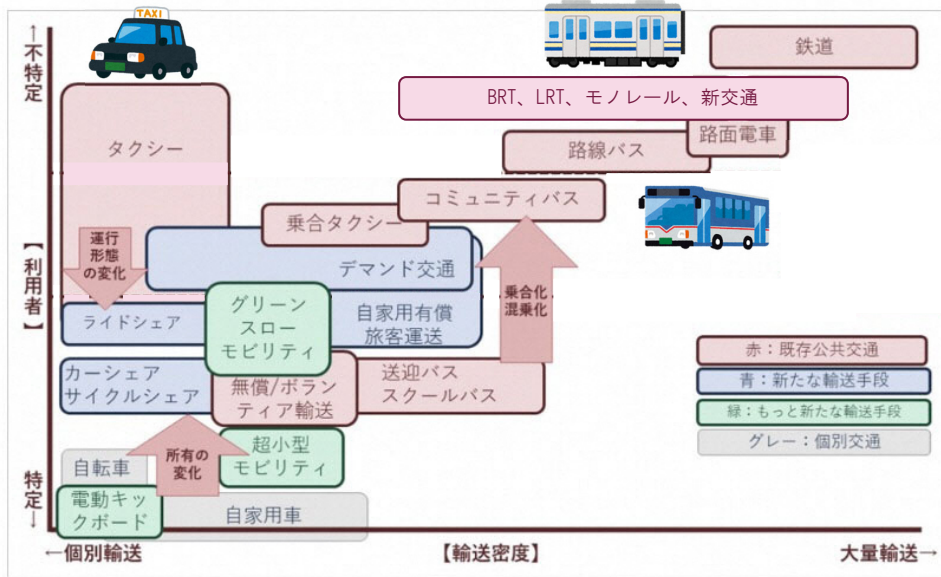


図1-4 多様な移動サービス(陸上交通のみ)

出典：国土交通省「地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画作成のための手引き入門編」(トリセツ編集会議加筆)を基に千葉市加工

## 3 計画の期間

- 計画の期間については「地域公共交通の活性化及び再生に関する基本方針」において、「5年程度を原則」とすると同時に、「まちづくりに関する事業の中には、事業期間が長期間にわたるものもある」、「中長期的に地域が目指すべき将来像も念頭におきつつ、作成することが適当」とも記載されています。
- これを踏まえ、本計画は中長期的(概ね20年)視野を持って策定するものの、計画期間は令和3年度(2021年度)から令和7年度(2025年度)までの約5年間とします。
- なお、関連計画の策定状況等を踏まえつつ、適宜、見直しや改善を行います。

	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	
	令和1年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	
上位計画 (総合計画)	千葉市新基本計画				千葉市基本計画(2023年～) ※計画期間：10年				
					実施計画(2023年～) ※計画期間：3年(予定)				実施計画
	千葉市都市計画マスタープラン(2016～2025年)				改正千葉市都市計画マスタープラン(2023年～)				
関連計画	千葉市立地適正化計画(2019～2040年)				改正千葉市立地適正化計画(2023年～)				
本計画					千葉市地域公共交通計画(2021～2025年)				

図1-5 本計画の計画期間と関連計画等